

(別記様式第 1 号)

計 画 作 成 年 度	平成 2 0 年度
計画見直し年度	平成 2 4 年度
計画見直し年度	平成 2 7 年度
計画見直し年度	平成 3 0 年度
計画見直し年度	令和 3 年度
計画見直し年度	令和 6 年度
計 画 主 体	井 原 市

平成 2 1 年 3 月 3 1 日 制 定
平成 2 4 年 5 月 7 日 改 正
平成 2 5 年 8 月 2 0 日 一 部 改 正
平成 2 6 年 1 月 2 1 日 一 部 改 正
平成 2 6 年 9 月 1 7 日 一 部 改 正
平成 2 7 年 4 月 1 日 改 正
平成 2 8 年 8 月 2 2 日 一 部 改 正
平成 2 9 年 8 月 2 2 日 一 部 改 正
平成 3 0 年 4 月 1 日 改 正
令和 3 年 4 月 3 0 日 改 正
令和 6 年 4 月 1 9 日 改 正
令和 7 年 2 月 2 1 日 一 部 改 正

井原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 井原市 建設経済部
農林課 農政係
所 在 地 井原市井原町 3 1 1 番地 1
電 話 番 号 0 8 6 6 - 6 2 - 9 5 2 2
F A X 番 号 0 8 6 6 - 6 2 - 1 7 4 4
メールアドレス norin@city.ibara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ヌートリア、タヌキ ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニホンジカ、アナグマ、ハクビシン、アライグマ、アオサギ、ゴイサギ、ダイサギ、コサギ、カワウ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	井原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年1月～12月）

鳥獣の種類	被害の状況		
	主な被害品目	被害面積	被害金額
イノシシ	水稻 野菜・穀類（芋類、カボチャ、豆類、そば、スイカ、トウモロコシ、瓜類等） 果樹（ブドウ、モモ、クリ等） その他	2.56ha	1,086千円
ニホンザル	野菜・穀類（タマネギ、大根、スイカ、トウモロコシ、トマト等） 果樹（ブドウ、モモ等）	0.38ha	7,133千円
ヌートリア	田植後の水稻苗	0.04ha	42千円
その他鳥獣	野菜・穀類（豆類、トウモロコシ、瓜類、トマト、葉物等） 果樹（ブドウ、モモ、ナシ、柿等）	0.24ha	427千円
合計		3.22ha	8,688千円

※ 被害面積、被害金額いずれも推定値。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

市内全域に生息しており、被害面積全体の約8割を占める。山際の道路法面・田畑の畦畔の掘り起こしや道路側溝への土砂流入等を引き起こし、施設への被害も深刻になっている。

○ニホンザル

国道313号線以北全域に生息しており、井原地域では特に青野町・北山町・稗原町を中心としたぶどう生産地域を中心として頻繁に出没するほか、井原町清迫、猪原、西江原町寺戸、神戸、高屋町等の山林に近い住宅街での目撃情報が寄せられるなど生息域は拡大している。芳井地域では天神山及び梶江、与井地区から宇戸川、明治地区及び共和地区に、美星地域では南部の東水砂、西水砂及び黒木地区、加谷、八日市地区の広い範囲に被害が発生している。被害は大根、カボチャ、玉ねぎ等の野菜類、ブドウ、モモ等の果樹に多く発生しており、被害金額全体の約8割を占める。

○カラス類・サギ類・カワウ

カラス類は市内全域に生息しており、ブドウ、モモ等果樹への被害が多く、鳥類に対する効果的な被害対策が課題となっている。

サギ類・カワウは市内を流れる小田川を中心に生息している。アユ等の水産物被害があると考えられるが、被害量は不明である。

○ヌートリア

井原地域では平野部の水田地域に、芳井地域では中部の山間部から南部の小田川沿いに、美星地域では全域に生息しており、水稻生育期における食害が発生している。

捕獲頭数は増加傾向にある。

○タヌキ

市内全域に生息しており、人家近くに出没することも多い。被害は大きくないが、野菜への被害が発生している。

○アライグマ

青野町等で生息が確認されている。令和2年度から捕獲頭数が増加傾向にあり、被害が増加する前に捕獲を行う必要がある。

○アナグマ

市内全域に生息しており、野菜への被害が発生している。捕獲数は増加傾向にある。

○ニホンジカ

市内北部に生息しており、令和3年度から捕獲頭数が増加傾向にある。被害が増加する前に積極的に個体数管理を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

年々、被害が拡大する中で、関係機関と被害地域とが一体となり、鳥獣害の防止と有害鳥獣の駆除に努め、本計画の達成効果を考慮して目標年度の令和8年度までの被害軽減目標は、令和5年度の被害面積、被害金額の1割減とする。

指 標	現状値（令和5年度）	目標値（令和8年度）
被害金額	869万円	782万円
被害面積	3.22ha	2.90ha

※被害金額、被害面積はいずれも推定。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策
捕獲等に関する取組	イノシシについては、自治会等で捕獲柵を導入し、猟友会有害鳥獣駆除班(以下「駆除班」という。)が捕獲を実施している。また、駆除班による有害鳥獣駆除活動を非猟期間中に実施している。 ニホンザルについては、発信機を装着した群の情報及び被害地域からの通報により駆除班が出動し、銃器及び花火による駆除及び追払いを実施している。 その他の有害鳥獣については、被害地域からの駆除依頼をもとに、駆除班により箱わな及び銃による駆除及び追払いを適宜実施している。
	課 題
	有害鳥獣の捕獲数は年々増加傾向にあるが、依然として農作物への被害が多く出ており、今後も捕獲体制を強化していくにあたり担い手の育成や加害個体の効率的な捕獲などが課題となる。 また鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した捕獲の実施についても課題となる。
	従来講じてきた被害防止対策
防護柵の設置等に関する取組	農作物被害防止のため、農家が行うトタン柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵及び電気柵の設置に対し単市補助金を交付して推進している。 (ニホンザル用に対しては、3種類の組合せ防護柵も補助対象としている。) また、集落ぐるみで設置する営農団地へのワイヤーメッシュ柵の設置を国補助事業により実施している。
	課 題
	市の補助金により、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵及び電気柵が整備されているが、個々の農家による設置のほか、複数農家の共同又は集落ぐるみによる広域的な防護柵の設置を継続して行い、設置コストの低減を図る必要がある。 被害対策に関する知識の周知・啓発を徹底する必要がある。 被害状況及び生息状況の把握が十分でないことから、今後、効果的な被害対策を立案していくため、被害状況、生息状況のより正確な把握に努める必要がある。

	従来講じてきた被害防止対策
生息環境管理その他の取組	農家から有害鳥獣防護対策について現地指導を依頼された際に、有害鳥獣のエサとなる放任果樹を農地で発見した場合、有害鳥獣が放任果樹を求めて農地に侵入することのないよう、放任果樹を埋却や焼却により除去する様に指導している。
	課 題
	農家に対して1件ごとに放任果樹の除去について指導・依頼することは困難である。また、被害状況に合った正しい防護柵種類の選定や設置方法の指導等、被害防止技術等に関する知識を広く普及させていく必要がある。

（５）今後の取組方針

○捕獲に関する取組

ニホンザルについては、引き続き GPS及び発信機による行動域調査を実施し、サルの行動に合わせた捕獲檻の設置により効率的な捕獲を行う。

そのほか全獣種について、はこわな及び囲いわな等の檻に、IoTカメラや発信機等の機器を設置し、檻の様子やわなの作動状況を遠隔で把握できる状態にすることで、猟友会駆除班の見回り活動の労力を可能な限り省力化するよう努める。

また、市・猟友会が協力し、猟友会会員相互の連絡・協力体制づくりをサポートすることで、駆除活動に必要な人員を確保するよう努める。

○防護に関する取組

単市事業・国庫事業により、市内で農作物を生産する個人または営農団地に対し、引き続き防護柵設置の補助を行う。

防護柵をより効果的に使用するため、防護柵補助事業申請・実施時に、市から防護柵設置者に対して正しい設置方法について説明を行うほか、設置者から要望がある場合は専門家を現地に派遣し、設置者に対して必要な指導を行うこととする。

○生息環境管理その他の取組

市内で定期的に農家を対象とした専門家による獣害対策講演会を開催し、放任果樹の除去や被害状況に合った正しい防護柵種類の選定や設置方法等、被害防止技術に関する正しい知識を習得してもらうよう啓発を行う。

サルについては、特に集落ぐるみの防護対策が必要であるため、市・猟友会・農家から成るライングループを活用し、サルの出没情報についての情報共有を行い、効率的な防護につなげる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、従来どおり猟友会の3分会ごとの駆除班の協力により実施する。捕獲柵の設置作業及び捕獲柵等による鳥獣の捕獲の情報提供、餌付け等の作業については地域の合意と協力により行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ～ 令和8年度	イノシシ ニホンザル その他有害鳥獣	猟友会への駆除活動補助金の交付及び捕獲に対する奨励措置 ニホンザルの効率的な捕獲に向けた行動域調査。 狩猟者・銃猟免許所持者の確保のため、新規狩猟免許取得者・新規銃所持許可証取得者へ補助金を交付。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方						
対象鳥獣による農作物被害合計は、3年前と比較して被害金額は112万円減少しているものの、被害面積は0.86ha増加している。耕作を行っている田畑が減少していることを加味すれば、農作物被害は高止まりで推移していると考えられる。また近年ではニホンザルをはじめとした有害鳥獣による被害地域が拡大傾向にあるため、有害鳥獣駆除班及び井原市鳥獣被害対策実施隊が広域的な駆除を行うことにより農作物への被害減少を図ることを目的に、過去の実績を基に3年間の捕獲計画数を決定し、個体数の調整を行うこととする。						

対象鳥獣	年間捕獲実績 (頭・羽)			年間捕獲計画数 (頭・羽)		
	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
イノシシ	1,038	1,268	1,288	1,400	1,400	1,400
ニホンザル	114	52	59	150	150	150
ヌートリア	186	252	283	400	400	400
タヌキ	84	96	142	250	250	250
アナグマ	179	318	328	550	550	550
カラス類	35	29	30	100	100	100
ニホンジカ	8	15	12	50	50	50
ハクビシン	2	6	4	20	20	20
アライグマ	14	13	23	50	60	70
カワウ	3	7	2	30	30	30
サギ類	3	11	48	100	100	100
合計	1,666	2,067	2,219	3,100	3,110	3,120

捕獲等の取組内容
被害が発生した場合、発生場所を管轄する井原市鳥獣被害対策実施隊員に連絡を取り、すみやかに地域の実情、地理条件に合った対応を行う。 特にイノシシ・サルについては、国・県補助金を活用し、効果的な個体数調整を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取り組み内容

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
該 当 な し	該 当 な し

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
該 当 な し	該 当 な し

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	防護柵の種類	整備内容（設置予定延長）		
		6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンザル ヌートリア タヌキ アナグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	ト タ ン 柵	1, 0 0 0 m	1, 0 0 0 m	1, 0 0 0 m
	電 気 柵	1 3, 0 0 0 m	1 3, 0 0 0 m	1 3, 0 0 0 m
	網 ・ 金網柵	8, 0 0 0 m	8, 0 0 0 m	8, 0 0 0 m
	ワイヤーメッシュ柵 （鳥獣被害防止総合対策事業分等）	7, 0 0 0 m	7, 0 0 0 m	7, 0 0 0 m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	6年度	7年度	8年度
イノシシ ニホンザル ヌートリア タヌキ アナグマ ニホンジカ ハクビシン アライグマ	単市事業を活用し防護柵を整備する場合は、補助金申請時に維持管理に関する指導を行う。 国庫事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵を整備する場合は、各営農団地と管理運営協定書を締結し、適切な管理指導に努める。	単市事業を活用し防護柵を整備する場合は、補助金申請時に維持管理に関する指導を行う。 国庫事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵を整備する場合は、各営農団地と管理運営協定書を締結し、適切な管理指導に努める。	単市事業を活用し防護柵を整備する場合は、補助金申請時に維持管理に関する指導を行う。 国庫事業を活用し、ワイヤーメッシュ柵を整備する場合は、各営農団地と管理運営協定書を締結し、適切な管理指導に努める。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

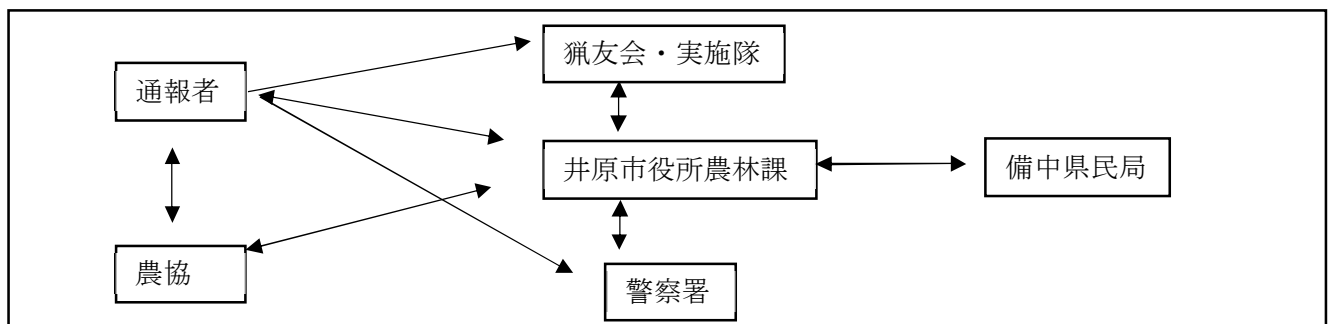
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 6年度 ～ 令和 8年度	イノシシ ニホンザル その他 有害鳥獣	・より効果的な対策に資するため、被害状況、生息状況の一層正確な把握に努める。 ・猟友会駆除班との連携を強め、一層迅速な被害防止対策がとれる体制づくりに努める。 ・狩猟免許の資格及び捕獲技術を有する人材の育成を図る。 ・放任果樹の除去について、農地での現地指導や専門家による獣害対策講演会により周知する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
井原市役所農林課	出没情報の集約、情報提供、農作物被害防止対策
岡山県備中県民局	情報提供
猟友会	有害鳥獣捕獲、追い払い
警察署	追い払い、捕獲
晴れの国岡山農業協同組合	情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、放置及び不法投棄をせず、捕獲後速やかに埋設又は焼却処分を行うこととする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	施設整備や販路確保等の課題があり、引き続き近隣市町村との情報交換や、岡山県主催の研修会等に積極的に参加し研究・検討を続けていく
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	井原市有害鳥獣被害防止対策協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役割
岡山県井笠地区猟友会井原分会 岡山県井笠地区猟友会芳井分会 岡山県井笠地区猟友会美星分会	・ 罠いわな、箱わな、くくりわな及び銃器による有害鳥獣の捕獲駆除 ・ 捕獲柵の管理及び、捕獲した鳥獣の処置 ・ 被害状況、個体数の動向等の情報提供
晴れの国岡山農業協同組合	・ 農家組合や農家からの被害状況の把握並びに農地における鳥獣被害の情報提供 ・ 効果的な防除資材及び設置の方法についての指導
岡山県農業共済組合	・ 被害状況の把握及び農地における鳥獣被害の情報提供
井原市農業委員会	・ 農家からの被害状況の把握及び農地における被害の情報提供

市内自治会、営農組合、農家等	・捕獲柵の設置及び餌付け、草刈り等捕獲環境への協力 ・防護柵の設置、追払いの実施及び組織的な取組みの推進
井原市役所 農林課	・被害状況等の調査及び市民への普及啓発 ・新技術の研究及び導入の検討 ・協議会の事務を担当し、総合窓口として連絡調整

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
岡山県備中県民局農林水産事業部 農畜産物生産課 森林企画課	オブザーバーとして井原市有害鳥獣被害防止対策協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供及び被害防止技術の情報提供その他必要な助言を行う。
岡山県備中県民局井笠地域事務所 井笠農業普及指導センター 井原市森林組合	オブザーバーとして有害鳥獣関連情報の提供及びその他必要な助言を行う。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成２４年度に鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員は井原市職員から市長が任命する者及び猟友会員のうち市長が任命したものとする。
--

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲柵の設置は、地域関係者で行い、鳥獣被害防止に対する理解を深める。 また、防護柵の設置についても集落単位での設置を推進し、コストの削減を図る。
--

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

以前から、矢掛町と井原市美星町、野上町の境界付近でニホンザルの生息が確認されており、農作物被害が発生していることから、井原市と矢掛町の境界付近の一部地域について相互に駆除許可を出し、今後も円滑な駆除活動を実施できるよう調整することとする。
--